

所定疾患施設療養費の算定状況について

2023 年度算定状況(2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)揭示

病名	件数	日数	内容
肺炎	25	193	胸部 XP、血算、生化学、点滴
尿路感染症	35	246	胸部 XP、血算、生化学、尿検査、血液培養、点滴
带状疱疹	3	30	带状疱疹ウイルス検査、点滴、軟膏処置
蜂窩織炎	2	15	

1. 所定疾患施設療養費Ⅱは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 10 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費Ⅰと緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪（2024 年 6 月 1 日より算定開始）
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断に至った根拠、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。